

情報広場 幸手

今月の納税など

固定資産税	第3期
国民健康保険税	第6期
介護保険料	第6期
後期高齢者医療保険料	第6期
※口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。	
▼休日納税相談	
とき	12月27日(日)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
ところ	納税課

とき	12月10日(木)午後5時15分～9時
ところ	納税課

市役所休日開庁

開庁日 12月27日(日)
毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)、各種証明書の交付や納税相談などを行うため、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

上下水道料金納入のための夜間窓口開庁

開庁日 12月24日(木)
毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。
問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・☎(48)0120

お知らせ



パブリックコメントを実施

▼第2期幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)募集期間 12月1日(火)～1月5日(火)
対象 市内在住・在勤・在学の人、本計画に利害関係のある人
閲覧場所 市ホームページ、市役所、ウエルス幸手、各公民館
提出方法 意見記入票に必要事項を記入の上、郵送、メール、FAX、持参にて
問合せ 政策課 内線4401・☎(43)3783

▼第5次幸手市男女共同参画プラン(素案)募集期間 12月1日(火)～1月5日(火)

対象 市内在住・在勤・在学の人、本計画に利害関係のある人
閲覧場所 市ホームページ、市役所、ウエルス幸手、各公民館
提出方法 意見記入票に必要事項を記入の上、郵送、メール、FAX、持参にて
問合せ 人権推進課 内線162
▼高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)募集期間 12月10日(木)～1月9日(土)

対象 市内在住・在勤・在学の人、本計画に利害関係のある人
閲覧場所 市ホームページ、市役所、ウエルス幸手、各公民館
提出方法 意見記入票に必要事項を記入の上、郵送、メール、FAX、持参にて
問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・☎(43)5600
▼第2次幸手市地域福祉計画(素案)、第6期幸手市障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)募集期間 12月10日(木)～1月9日(土)
対象 市内在住・在勤・在学の人、

催しや各種相談などに参加する際はソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手指消毒などの新型コロナウイルス感染防止にご協力ください。
最新の情報は、お問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

会計年度任用職員の募集

募集職種・人数 保育所の調理補助1人
勤務条件 月曜～金曜日の週5日 午前9時～午後1時
受付 12月1日(火)～12月16日(水)

申込み 持参/ごども支援課(土曜、日曜、祝日を除く、郵送/期間内消印有効(簡易書留)
※募集案内・申込書は、市ホームページまたはごども支援課(ウエルス幸手)で配布。
問合せ ごども支援課 ☎(42)8454
令和3・4年度入札参加資格審査申請の受付
幸手市(水道事業を含む)競争入札の入札参加資格審査申請の受付を行います。
対象業種 維持管理等・物品供給等

雨水貯留槽設置費等助成金交付制度

対象 市内在住の世帯
補助額 ①一律3万5000円/改修工事1件 ②購入費の1/2(上限2万円、1世帯あたり2基まで)
要件 ①公共下水道の接続により不用となった浄化槽の雨水貯留施設への転用 ②雨水貯留施設としての雨水利用関連商品の購入・利用
※詳細は、お問い合わせください。
問合せ 道路河川課 内線554

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

教育委員会では、所管する事務に関する報告書を作成しました。市ホームページおよび総務課窓口で閲覧できます。
問合せ 総務課 内線622

固定資産税に関する連絡のお願い

令和3年度の固定資産税は、令和3年1月1日現在の状況を基に課税します。令和2年12月末日までにつきのような土地・家屋に異動が生じた人は、届出などが必要な場合がありますのでご連絡ください。
・土地の利用状況が変わった(畑を駐車場にした場合など)
・家屋(居宅、物置、車庫、サンルームなど)を新築、増築または取り壊した
問合せ 税務課 内線137

不動産無料相談室

とき 12月1日(火)午後1時～4時 ※1月はお休み。
ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室
内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど
※『事前予約』をお願いします。
問合せ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部 ☎(31)1157

建築無料相談会

とき 12月1日(火)午後1時～4時 ※1月はお休み。
ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

木造住宅耐震補助

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など
※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。
問合せ 建設埼玉埼玉地区本部 ☎(34)3335、埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59)3812、(一社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部 ☎(48)0875

行政書士無料相談会

とき 12月15日(火)午後1時30分～4時
ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室
内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、交通事故示談、外国

環境課からのお知らせ

▼新しい推進員が決定しました(敬称略)
地区名 中1丁目1区
推進員名 櫻井光位
地区名 幸手北団地
推進員名 坂井真佐美
▼枯草・枯枝の維持管理の徹底
所有する空き地の枯草の管理はできていますか?
土地の維持管理を適正に行うことは所有者の責務です。放置していると、ご近所や歩行者に迷惑がかかる場合があります。
秋から春先にかけての乾燥する時期は、雑草・雑木が枯れて燃えやすくなり、火災の危険性が高ま

ります。市民のみなさんの衛生的で良好な生活環境を維持するためにも、管理の徹底をお願いします。
※自分で処理ができない場合は、業者に依頼する方法もあります。
▼適正な浄化槽の維持管理を
毎日の暮らしの中で、使ったあとの水がどうなるかを考えたことはあるでしょうか?
各家庭でトイレ、台所、お風呂、洗濯などに使われた汚れた水は、浄化槽できれいな水にしてから河川(水路)へと流れ、農業用水や飲料用水として利用されています。
大切な幸手の自然環境を守り、私たちの生活環境を保つためには、汚れた水をきれいな水にするための浄化槽がかかせません。管理を怠ると、悪臭が発生し、処理されないまま流れてしまい、河川を汚してしまいます。

河川の水をきれいにするため、浄化槽をご利用のみなさんには、法律でつぎの3つが義務づけられています。
清掃/年1回以上実施
保守点検/年3～4回定期的な点検を実施
法定検査/毎年1回実施
このうち、法定検査は浄化槽の機能が適正に発揮されているかを確認させていただく重要な検査です。きれいな水を河川に還すため、

お使いの浄化槽が法定検査を正しく受けられているか確認をお願いします。
▼河川などの水質事故防止に協力を
河川や水路に油や薬品などが流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼす水質事故が発生しています。

年末の大掃除などの際に、不要な塗料や油、薬品などの取り扱いが十分に注意し、決して河川や水路、側溝に流すことのないようにお願いします。
事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。
もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに埼玉県東部環境管理事務所(0480)(34)4011または市役所環境課にご連絡ください。
問合せ 環境課 ☎(48)0331・☎(48)2226

▼ごみ収集のお知らせ

1月の粗大ごみの収集日は、1週ずれますのでご注意ください。
また、地区ごとに収集日が異なりますので、詳しくは幸手市健康・環境カレンダーの40ページ「粗大ごみ収集日日程表(令和2年度)」をご覧ください。

幸手市役所ホームページ

https://www.city.satte.lg.jp/

幸手市

検索



市役所の代表電話は ☎0480(43)1111 です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)



■10月の幸手市内の消防出動件数/救急車出動件数230件(交通事故23件、急病140件、その他67件) 火災発生件数2件 火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは ☎(42)9119(幸手消防署))